

東京都写真美術館条例の一部を改正する条例（案）

東京都写真美術館条例（平成二年東京都条例第二十号）の一部を次のように改正する。
第八条に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項に定める減額又は免除を行うに当たっては、使用し、及び観覧しやすい利用料金となるよう配慮するものとする。

別表第三高齢者（六十五歳以上の者をいう。備考二において同じ。）及び生徒の項中「生徒」を「若者」に改め、同表備考一を次のように改める。

一 若者とは、十八歳以上二十六歳未満の者をいう。ただし、高等学校の生徒及びこれに準ずる者を除く。
別表第三備考二中「生徒」を「若者」に、「小学生及び学齢に達しない」を「十八歳未満の」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（提案理由）

芸術文化の振興を図るため、若い世代が広く芸術文化に接する機会及び場を拡大する必要がある。